

登校拒否・不登校問題の歴史と理論

—学校に行かない・行けない子どもの言説史—

前 島 康 男*

History and theory of school refusal and school non-attendance

—A Discourse history of children who don't or can't go to school—

MAEJIMA Yasuo*

Abstract

Today, the number of students who don't or can't go to elementary and junior high school are about 185,000 and including high school students, the number becomes 255,000. The number will increase more and more unless Japanese education policy, the way of society and school changes.

Most of experts and researchers call students who don't go to school “truancy”, “school phobia”, “school refusal” or “school non-attendance”. Besides Ministry of education calls them “persistent absentee”, “reluctance to go to school” or “school non-attendance in statistics”.

By the way, do you think these ways of calling help society define (include/exclude or control) children who don't or can't go to school?

For example, according to Kojien(sixth edition, 2008) “school non-attendance” which is generally used when we want to describe children who don't or can't go to school is defined as the generic name of phenomenon in which students wouldn't like to go to school because of several causes or reasons. And the definition still doesn't exist between researchers.

At first, this paper aims at defining these words such as “school non-attendance” researchers, experts and educators can't standardize from the point of view of history and reveal socially and political meaning. This is the first theological issue.

Secondly, this paper also aims at reveal how theory and policy about children who don't or can't attend from the WWII had characteristic and problems or what relationship. In addition to this, I want to reveal logical achievements we should inherit today. This is the second theological issue.

Since last year, there are argument about “Free school bill” and “School non-attendance measures bill” which is about to be submitted to the Diet. What is more, “cooperator conference of research and study about school non-attendance and final reports” and “action conference of educational restoration and the ninth proposal” were published in this year, and they interest the nation and bring arguments up.

I carefully focused on moving of this in one and half years and I announce some papers. Finally, This paper shows that how we should asses policy and theory about children who don't or can't go to school by using these fruits and the first and second theological issue. This is the third theological issue.

* 理工学部共通教育群教授 Professor, Division of Liberal Arts, Natural, Social and Health Sciences, School of Science and Engineering

キーワード：登校拒否、不登校、長期欠席、学校ざらい、学校恐怖症、怠学

Keywords：School Refusal, School Non-Attendance, Persistent Absentee, Reluctance to go to School, School Phobia, Truancy

はじめに

今日学校に行かない・行けない「長期欠席」の児童生徒は、約 18 万 5 千人、高校生を含めると約 25 万 5 千人存在します。この数は、今日の教育政策と社会と学校の在り方が変わらないかぎり、益々増えつつあるでしょう。

学校に行かない・行けない子どもたちについて、研究者・専門家の間では、「怠学」(truancy)、「学校恐怖症」(school phobia)、「登校拒否」(school refusal)あるいは、「不登校」(school non-attendance)等と呼び方が変遷し、また、文科省などでは、「長期欠席」(persistent absentee)、「学校嫌い」(reluctance to go to school)、「不登校」等と統計上の呼び方が変わってきました。

さて、このような呼び方は、学校に行かない・行けない子どもをどのように社会的に位置づける(包摂/排除する、あるいは統制する)ために行なわれたのでしょうか、また、変化してきたのでしょうか。

たとえば、この中で、学校に行かない・行けない子どもの呼び方で今日最も一般化している「不登校」について、『広辞苑』(第 6 版、2008 年)では、「児童・生徒が、さまざまな原因・理由で学校に行かなくなったり、行けなくなったりする現象の総称」と規定してあります。そして、「登校拒否」については「不登校と同じ」と書かれてあります。

今日、まだ研究者や専門家の間で登校拒否・不登校に関する言葉の定義は定まっていません。研究者や専門家・教育関係者の間で統一した定義がない「登校拒否・不登校」を始めとする言葉の定義を歴史的に追い、定義をできるだけ明確にするとともに、さまざまな定義の持っている社会的・政治的意味を明らかにすることが本論文の第一の課題です。

また、第二に、第一の理論的課題と関わって、戦後の学校に行かない・行けない子どもをめぐる諸理

論・諸政策がどのような特徴と問題点を持っていたのか、あるいはどのような布置関係を持っているのかを明らかにすること、さらに、今日に引き継ぐべき理論的成果は何かを明らかにすることが第二の理論的課題です。

そして、昨年以來いわゆる「フリースクール法案」とそれが二転三転して国会に提出されようとしている「不登校対策法案」をめぐる論争が展開されています¹⁾。さらに今年に入って「不登校に関する調査研究協力者会議・最終報告」(7月 28 日)や「教育再生実行会議・第 9 次提言」(5月 20 日)などが出され国民的な関心を喚起し論議を呼んでいます。

私は、ここ 1 年半ほどこの動向をかなり丁寧に追ってきました。そして、いくつか論文を発表してきました²⁾。本論文は、その成果を踏まえながら、本論文の第一及び第二の理論的課題と関わらせて、今日の学校に行かない・行けない子どもをめぐる諸政策・諸理論をどう評価したらよいかを明らかにすることが第三の理論的課題です。

註 1. 二つの法案に関する基本的な資料については、前島康男 他編『登校拒否・不登校問題資料集』(創風社、2016) 第 II 部 参照。

註 2. 私の以下の 3 本の論文参照。

①「多様な教育機会確保法案についての一考察」(『東京電機大学総合文化研究』第 13 号、2015 年 12 月)

②「安倍教育再生と不登校・フリースクール問題」(雑誌『経済』NO.252、2016 年 9 月号)

③「登校拒否・不登校問題と教育機会確保法案」(民主教育研究所『人間と教育』NO.91.2016 年秋号)

第 1 章 「長期欠席」から「登校拒否」へー戦後直後から 1980 年代始めー

第 1 節. 敗戦直後から 1966 年までの「長期欠席」の実態

敗戦後 1947 年に発足した新制中学校の就学率は当初から 99%を越えていました。しかし、一方で大量の長期欠席者がいました。

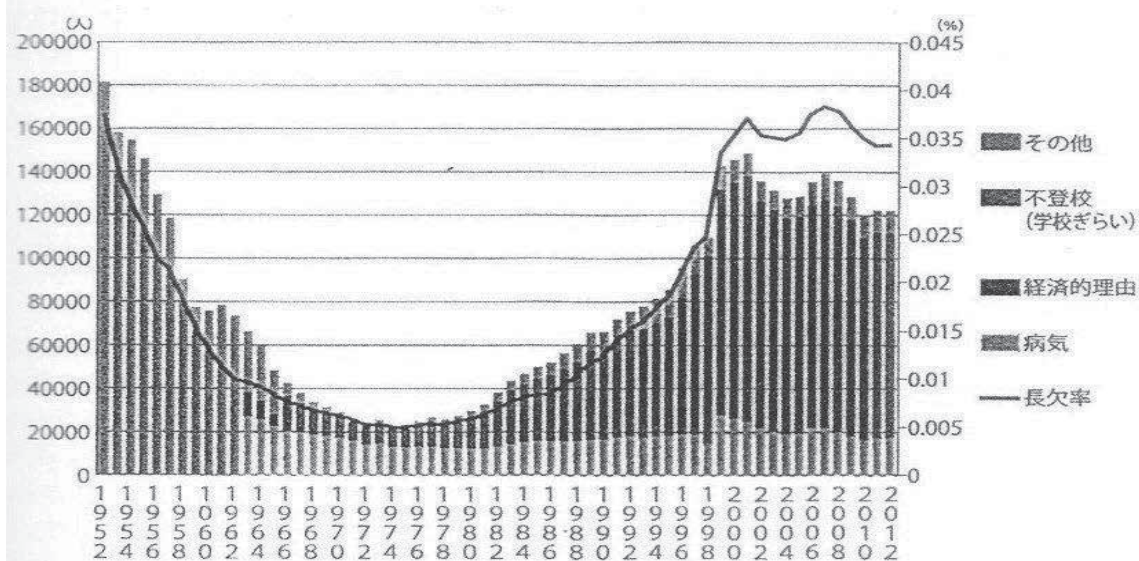
1949 年度においては、文部省等の調査によると東京都と高知県を除いて小学校ではおよそ 40 万人（出現率 4.15%）、中学校ではおよそ 34 万人（出現率 7.68%）合計 74 万人、東京都・高知県を含める有に 100 万人を越える長期欠席児童生徒（年間 30 日以上学校を休んだもの）が存在したことになります（保坂亨、2000、17 頁）。

この事態を受けて、文部省は本格的な長期欠席児童生徒の調査を 1951 年から始めますが（年間 50 日以上休んだ生徒）、中学生だけで 18 万人もの長期欠席生徒がいました。これは、小学生を含めると 40 万人を越えていたと考えられます（加藤美帆、2012、91 頁）（図表 1 参照）。

なぜ、このように大量の数の長期欠席児童生徒が存在したのでしょうか。文部省は、戦後の混乱期の「経済的窮乏」すなわち貧困の問題を理由としてあげていますが、もう一つ大きな理由として、「家族による人づくり」が学校教育とは異なる自立性を有していたこと、すなわち「農業や漁業などの家業を営む家族には、学校よりも家の手伝いが大切、跡継ぎを一人前に育てるには早くから家業に従事させるほうが良いなどの家族独自の価値観と子育て方針のもとで、あえて子どもを欠席させる風習が残っていた」（山田哲也、2014、119 頁）こともあげられると思います。

また、ここで指摘しておきたいもう一つの点は、長期欠席はこの時期主に「学校ざらい」「家庭の貧困」「疾病異常」「家庭の無理解」「その他」の五つのカテゴリーに分類されていましたが、この中で

図 1 戦後日本中学校「長期欠席率」と「理由別」の数（1952～2012）



注 1) 1952～1958 年は文部省「公立小学校・中学校長期欠席児童生徒調査」の中学校の結果から。
 注 2) 1959～1962 年は文部省「学校基本調査」の長期欠席者数の中学校の結果から。
 注 3) 1963～1965 年は文部省「学校基本調査」の「理由別長期欠席者数」中学校の結果。理由は「病気」「経済的理由」「その他」の 3 項目。
 注 4) 1966 年～は、理由に「学校ざらい」が加わって 4 項目に。1998 年以降は理由「学校ざらい」が「不登校」に名称変更。
 注 5) 1952～1998 年は年間「50 日以上」、1999 年～は「年間 30 日以上」と、長期欠席日数基準が変わっている。
 注 6) 1952～1962 年のデータは「理由別」の区別がないので、上図では「その他」と同じ表示で示されている。
 注 7) 「経済的理由」はデータのある 1963 年約 1 万人、以後減少、いまは 100 人未満。逆に 1952 年では 12 万人（6 割強）がこれに分類できる（ただし 1952～1958 年調査の「長欠理由」は独自に詳細で、かつ中途変更もあるので、図には表示できていない）。
 出所：久富善之「教育の社会性と実践性との関連を追究して」、教育科学研究会編『戦後日本の教育と教育学』2014 年、かもがわ出版。

「学校ぎらい」と「疾病異常」の割合がどんどん増えていく点です。

例えば東京都の場合、「学校ぎらい」の割合は1952年約11%だったものが、1965年約41%へと大幅に増えています。また、「疾病異常」も1952年約20%だったものが、1966年約41%へと割合が倍増しています（加藤、2012、124頁）。

以上の事実から、私はここでは二点指摘しておきたいと思います。まず、第一に指摘したい点は、1950年前後に40～100万人も存在した長期欠席児童生徒が1970年代の半ばには、約5万人に急減しました。そこには、日本の経済的復興そして、高度経済成長の影響もあったでしょう。しかし、同時に加藤が指摘するように、今日の「数値目標」による登校拒否・不登校の数減らし競争を上回る全国の自治体間での数減らし競争があったことです。

この点について、加藤は次のように述べています。

「調査報告書では欠席日数ごとの欠席者の人数の段階的な集計が都道府県間で詳細に比較されていた。図やグラフを用いながら長期欠席者の多寡や、前年度からの減少率などが都道府県で比較されており、ここからは調査の実施と公表によって、長期欠席者への就学督促で自治体間の競争が煽られていた状況も示唆される」（加藤、2012、90頁）。

次いで、第二に指摘したい点は、長期欠席者の中で「学校ぎらい」が増えつづける中で、文部省は、1966年から、長期欠席の調査を「学校ぎらい」として始めます。私は、ここで「学校ぎらい」と言う言葉＝まなざしに注目したいと思います。

この点についてやはり加藤は次のように述べています。

『「学校ぎらい」というまなざしの出現は、戦後教育の理念の転換のなかで、学校に全ての子どもを取り込んだうえで、能力による序列化を行うという、全体化と個別化の複合した新たな統制の形であったといえるのである』（加藤、2012、129頁）。

すなわち、後ほどふれますが「学校に行かない、行けない」子どもたちが、1970年代半ばから徐々に増える中で、その子どもたちの心と身体の訴えに学ぶのではなく、そのような子どもを既存の公教育＝学校を単に嫌っているけしからん子と決め付け、排除するまなざしがこの「学校ぎらい」と言う言葉

＝まなざしだと思います。

第2節. この時期の「学校に行かない、行けない子」の定義の変遷

この時期、特にアメリカや日本において、学校に行かない・行けない子をめぐる言葉は変遷します。この変遷を整理した、日本の研究者（竹内常一—1987、稲村博—1994、朝倉景樹—1995、貴戸理恵—2004）に学び、この時期の言葉の整理を行ないたいと思います。

まず、アメリカでは、1930年代頃からブロードウィンやバートリッジが学校に行かない・行けない子を「怠学（truancy）」と名付けます。どうも、学校に行かない・行けない子は、単に怠けていると見えたのでしょう。そして、1940年代に入り、ジョンソンらが初めて、「学校恐怖症（school phobia）」の用語を使います。この「学校恐怖症」は、子どもが学校に行こうとすると、学校に対する恐れから、教師あるいは他生徒に対する恐れ、及び学習などで失敗するのではないかという恐れへと発展し、学校に行けなくなる状況を表した言葉です（稲村、1994、1～2頁）。

日本では、1950年代後半以降主に精神科医を中心に、ジョンソンらの意見を輸入し「母子分離不安を伴う不安神経症の一種として学校恐怖症の語を広めて」ゆきます（貴戸、2004、42頁）。しかし、「次第にわが国では母子分離不安よりも勉学等の学校状況、その他が重要とみられる事例の多いことに気づかれ、また恐怖症という用語の与える親や教師への影響などもあって、この用語の使用に疑問が持たれ始め」（稲村、同前、4頁）、しだいに、「登校拒否（school refusal）」の言葉の使用が一般化してゆきます。

その後、1990年代はじめまで日本の主な研究者、専門家、マスコミなどでは、この「登校拒否」と言う言葉を、学校に行かない・行けない子を指す言葉として使用します。

この時期を、朝倉は三期に整理しています。朝倉の整理を紹介しましょう。

第一期は、主に精神科医らが学会に発表することにより始まる新しい児童精神医学の問題としての「登校拒否問題」提起の時期です（朝倉、1995、

47頁)。この時期は、1950年代末から1960年代半ばで、「登校拒否」は分裂病の初期症状や適応障害の一種である「病理＝病気」であるから、「登校拒否」は医学的治療の対象としてとらえられていました。また、このような「病理＝病気」は、遠因として「その子の性格的なもの、ゆがんだ家庭環境などがいりまじったものが多い」（ある病院長の発言：「朝日新聞」、1956年6月11日付け）として、「登校拒否」＝本人の性格、親の育て方にも遠因があるという、後にふれる1983年の文部省の見解と同様の原因説をとっていました。

第二期は、1970年頃から本格的に始まる、児童精神科等以外の心理学者、文部省・厚生省などの行政、非専門家などのさまざまな論議・実践が出てきた時期です。

この時期「登校拒否」についてふれた文部省の『生徒指導資料』が、1974年、1976年、1980年、1981年、1983年の計5冊出されますが、その内容は、1983年の『生徒指導資料』をもとに第2章で詳しくふれます。

この時期、第一期で主流であった病院や大学等での児童精神科医や心理学者のカウンセリングに加えて、体育学者などによる早期の学校復帰を目的とする「キャンプ療法」等も行なわれます。

また、この時期特筆すべきは、あの有名な「戸塚ヨットスクール」が、1977年に開校して、しばしば暴力を使う「スパルタ教育」（石原慎太郎、戸塚宏）による「登校拒否」の「矯正」により死者まで出たという事件があったということです³⁾。

さらに、第三期は、1980年代半ば以降です。この時期についても第2章で詳しくふれますが、1984年に「登校拒否を考える会」（東京、奥地圭子ら）、1986年に「登校拒否を克服する会」（大阪）が結成された時期です。前者は、学校以外の居場所（「東京シュレ」の結成は、1985年6月）につながります。その運動に影響を与えた理論家は渡辺位です（渡辺の理論の批判的検討は、第2章で行ないます）。後者は、その後「登校拒否・不登校問題全国連絡会」の結成につながります。その運動に影響を与えた理論家には高垣忠一郎らがいます（1995年1月）。

朝倉が三期に分けた「登校拒否」の時期も、その

理論や実践・運動の変化とともに、「登校拒否」になる子どもの層も変化します。

図表1にも見られるように、1970年代半ばから「登校拒否」も少しずつ増加しますが、その層も変化します。それまでは、どちらかという比較的経済的に恵まれた中流階層の子どもたちの「よい子の登校拒否」から、「急激に低所得階層の家族にひろがりはじめ、非行・低学力による怠学とむすびつきはじめたのではないか」すなわち、「これまで『学校』というものに呑みこまれることの少なかった低所得層の子どもと家族が、学力・忠誠競争を強いてくる『学校』にもろに呑みこまれるようになり、このために、中流の教育家族の子どもたちと同じように、登校拒否に巻き込まれるようになったということである。しかし、『学校』はかれらを競争にまきこみながらも、かれらを早期にそれから排除するために、かれらも登校拒否という形で、『学校』から離脱・離反しはじめたのだともいえ⁴⁾ます。

註3. 「戸塚ヨットスクール」については、拙論「登校拒否・不登校問題の30年」（東京電機大学総合文化研究、第10号、2012）参照。石原慎太郎の「スパルタ教育」の批判は、拙著『増補・いじめ—その本質と克服の道すじ—』（創風社、2003年）参照。石原慎太郎論については、斉藤貴男『空疎な小皇帝—「石原慎太郎」という問題—』（岩波書店、2003年）参照。

註4. 竹内常一『子どもの自分くづしと自分づくり』（東京大学出版会、1987年）。

第2章 「登校拒否」の時代—1980年代から1990年代初頭—

第1章でふれたように、学校に行かない・行けない子どもは戦後研究者らの間では「怠学」「学校恐怖症」などと呼ばれた後、1970年位から「登校拒否」と呼ばれるようになります。また、文部省などの行政側は、統計的には最初は「長期欠席」として統計をとり始めますが、1966年からは「学校ざらい」として統計を取り始めます（1998年まで、それ以降は「不登校」）。

本章では、一般的に「登校拒否」の時代と言われた1980年代から1990年代初頭に焦点を充て、こ

の時期に言われていた「登校拒否」の意味を明らかにしたいと思います。

第1節. 『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—』(1983年)について

まず、ここで第一にふれたいのは、政策側の登校拒否のとらえかたです。政策側の登校拒否のとらえ方は、『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—』(生徒指導資料第18集、1983年12月)を読めばよくわかります。

この生徒指導資料作成には、当時の筑波大学教授内山喜久雄、同助教授稲村博らが関わっています。同資料によると、校内暴力などが児童生徒の反社会的行動なのに対し、登校拒否は非社会的行動としています(1頁)。

そして、「登校拒否とは、主として何らかの心理的、情緒的な原因により、客観的に妥当な理由が見いだせないまま、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状態にあることとして幅広く理解することが妥当であろう」と概念規定します(9頁)。

さらに、「登校拒否の原因や背景」として次のように述べます。

「登校拒否は様々な原因や背景が複雑に絡み合っ起るものである。一般的には生徒本人に登校拒否の下地とも言える登校拒否を起こしやすい性格傾向ができており、それが何らかのきっかけによって登校拒否の状態を招くものと考えられている。」

そして、まず「1. 本人の性格傾向」として「(1) 不安傾向が強い」「(2) 優柔不断である…決断力に乏しい。「つらさを乗り越える気持ちの不足」、「ひ弱さなどと表現されることもある。」「(3) 適応性に欠ける」「(4) 柔軟性に乏しい」「(5) 社会的、情緒的に未成熟である」「(6) 神経質な傾向が強い」と、子どもあるいは人間であれば誰でも少しは持っている性格傾向の一部をことさら一面的に強調します。

そして、ついで「2. 家庭」として、「生徒の性格傾向には、一部には生得的傾向も関与するものの、家庭での養育態度、親の性格、家族関係などの家庭的要因が大きく影響していることは否定できない」とし「(1) 養育態度」として以下の諸点をあげて

います。

「ア、過保護である」「イ、言いなりである…親が子供の言いなりになり、子供の要求は何でもかなえてやるという養育態度である。」「ウ、過干渉である…親が子供を自分の思うように育てようとして、子供の行動に過度に干渉する養育態度である。」

この指摘では、明らかに「イ、言いなりである」と「ウ、過干渉である」は矛盾しています。

さらに、「(2) 養育者の性格傾向」として、父親と母親について次のように述べています。

「ア、父親…父親が社会性に乏しく、無口で内向的であり、男らしさや積極性に欠け、自信欠如であると言った場合には、子供の成長過程でモデルとなるべき父親像を子供に示してやることができず、登校拒否の下地となりやすい。

また、子供に対して専制的であり、仕事中心で、あまり子供と接触がない場合にも、モデルとしての父親像が与えられないことが多い。

イ、母親…母親が不安傾向を持ち、自信欠如、情緒未成熟、依存的、内気であると言った場合には、一般に子供に対する態度が過保護なものとなりやすい。このような性格傾向と過保護的養育態度の結合は、登校拒否の重要な背景の一つと考えられる」(26頁)。

以上のように、登校拒否の原因を基本的にもっぱら本人の性格・資質とその子どもを育てた親の資質と責任に帰する登校拒否観は、確かに当時の一部の政策側に属する研究者の間では共有されていたかも知れませんが、あるいは、社会的な論調の主流を占めていたかも知れません。しかしながら、このような考え方は、学校に行けなくてもがき苦しんでいる子や親を益々苦しめるときには、絶望の縁から突き落とす役割を果たしたのです。現実には、文部省のこの資料の発表を前後して登校拒否をめぐる親子心中が私が調べたかぎりでも、1981年から84にかけて少なくとも4件起きています。

第2節. 渡辺位の登校拒否論の批判的検討

この時期の登校拒否論で注目されている論者の一人に児童精神科医の渡辺位がいます。渡辺は、後にふれるように、朝倉景樹や滝川一廣らに影響を与

えるとともに、登校拒否の子の居場所となる「東京シューレ」の設立者である奥地圭子にも多大な影響を与えます。

渡辺の主張を見てみましょう。

教育は本来個人の尊厳と自由の保障のために行なわれるのが基本だが、高度経済成長以降「教科内容は知育中心に増進・高度化され、学力が偏重される結果となった。

一方、こうした学校状況にあるにもかかわらず、子供を持つ家族は、社会通念化した高学歴志向の潮流に巻き込まれ（中略）ただひたすら形式的通学・進学に執着し、受験競争を激化させ、子供を、その一人一人の意思や意欲に関わらずあたかもベルトコンベアーの工業製品のごとく、何の疑問を持つこともなく、上級学校へと追い込んでいるのである。

以上のような点から不登校という現象を見ると、自己喪失の危機にさらされる学校状況から自己を防御するための回避行動であるといえよう。そして例えそれが無意識的な発現であるとしても、早期に危機を察知できる直感力はむしろ高く評価すべきである」（渡辺位「不登校」清水将之編『青年期の精神科臨床』金剛出版、1981年）。

また、別の著書では次のように述べます。

「それは子どもの直観にもとづく本能的な行為なんです。ゆがんだ学校の状況に対する防衛的な回避反応なんだと思います。

そういう行動を積極的にとれる子どもの方が未熟どころか、むしろ健全なんじゃないか。それだけ主体的行動をとっているわけでしょう。だから『不登校』ということばをつかいますが、それができる子は感受性が鋭いんですね」（渡辺編『登校拒否・学校に行かないで生きる』、太郎次郎社、1983年）。

登校拒否は、子どもが本能的にとる自己防衛反応であり、登校拒否をする子はそうでない子より健全で感受性が鋭いという主張は、奥地圭子ら登校拒否の子を持ち悩み苦しむ親の救いの言葉となったようです（奥地圭子「学校とは何か、子育てとはなにかを問われて」、渡辺編、同上掲載、同、『フリースクールが「教育」を変える』の第4章、児童精神科医渡辺位さんに学ぶ、東京シューレ出版、2015年）。また、吉本隆明も「感受性が強くて鋭い子どもほど学校が嫌になる」（吉本隆明『ひきこもれ』、だいわ

文庫、2006年）と全く同じ主張をしています。

このような、渡辺の主張は当時の社会運動の一つである、「反精神医学」あるいは学生運動で言えば全共闘運動の主張と似ています。学校や大学の役割を国家の支配あるいは階級配分機構としてとらえるとともに、それに反逆する子どもや学生を美化する主張です。私には、このような主張が極めて一面的でうさんくさいものであることが、それこそ「直感的」に感じとれます。

しかしながら、そうでない論者も結構存在します。たとえば、滝川一廣は「渡辺位さんのこの見解は、当時、強いインパクトを持ちました。…渡辺さんの見解は、一言で言えば『病んでいるのは不登校になった子どもではない、不登校を生み出す学校教育なのだ』というものでした。…『学校を休む意味』をはじめ（プラスとして）説いた理論だったともいえます。この理論は、自由教育的な考えを土台とした『フリースクール』が不登校の児童生徒に向けて創設されていく大きなよりどころとなります」（滝川一廣『学校へ行く意味・休む意味—不登校ってなんだろう—』、日本図書センター、2012年⁵⁾）。

この渡辺の論は、滝川のいうように『東京シューレ』などの「フリースクール」運動の理論的よりどころとなります。

そして、この渡辺の論を丁寧追い批判した論に竹内常一の論があります。それでは、竹内は、渡辺の論をどうとらえどう批判したのか見てみましょう。

竹内は次のように述べます。「渡辺のとらえ方は、たしかに今日の学校の『支配的性格』をとらえ、子どもの中にひろがっている強迫的登校という問題をえぐり出している。また、登校拒否は、強迫的登校の子どもが無意識ではあれ、自己を奪還する試みであるという説明は、そのメカニズムの一面を明らかにしているといえる。

しかし、この説明は、強迫的登校傾向が今日の子どものほとんどに見られるのに、特定の子もだけが登校拒否におちいるのはなぜなのかということをかみならずしも明らかにしているとはいえない。かれによれば、特定の子もがそうなるのは、早期に危機を察知する直感力から生ずる深層心理学的な自己防衛から生ずるというだけである。これでは、

小沢が指摘しているように社会問題としての登校拒否問題が、ふたたび個人心理に返され、個人の資質と拒否能力の問題に還元されてしまっているといわざるを得ない。この説明は、登校拒否の子どもを学校体制に対する純粋な反逆者、ないしは反逆のエリートに仕立て上げる危険性さえ含んでいるようにも思われる」（竹内常一『子どもの自分くづしと自分づくり』、東京大学出版会、1987年、128頁）。

今日の学校は、支配機構の一環としての学校という側面と、そこに行けば仲間がいるという「学校仲間 (school community)」のいる場所、すなわち「地下の学校」(竹内) という側面の二重構造をなしていると思います。

「こうした学校は、もはや渡辺がみるような単純な知育中心・画一的統制の学校ではない。それは、小沢が指摘するように、まさに現代社会の政治的、経済的、文化的な状況そのものを体現している学校である。これが登校拒否の子どもがいう『学校に行かねばならない』というときの『学校』と、『学校に行きたい』というときの『学校』なのである。かれらは、まさにこの二つの『学校』に引き裂かれているために、登校することができないのである。そうだとしたら、不登校・登校拒否の子どもを指導する場合、この二つの『学校』を取り組みの視野にいなければならないだろう」(竹内、同、134～5頁)。

登校拒否の子どもに対する指導の取り組みの場合、渡辺は、学校的なこだわりから子どもを解放して行く点に焦点を当てています。そして、端的に言えば『登校拒否・学校に行かないで生きる』(太郎次郎社、1983年) ことを目指すわけです。

それでは、単純に学校に行かない生き方をすればそれで、今日の社会でバラ色の夢を持って生きていけるのか、あるいは、多くの登校拒否が生まれてくる現実の学校は変えなくても良いのか、という素朴な問いが残ります。

私には、学校を一面的あるいは単純にとらえているために、あるいは、学校に絶望しているためか、学校を内部から変えようという姿勢は渡辺には見られません(この姿勢は奥地圭子の場合も全く同様です)。

竹内は、最後に小沢勲の主張に学びながら、「支配機構の一環である学校へのこだわりのために、子

どもたち全体が不自由になっているのなら、学校を超えることなしに自由になれないはずである。そうであるなら、むしろそれに積極的に関わりながら自由になっていこうというものである。」「ここには、支配機構としての『学校』という現実に関わりつつ、それを超えていくたたかひをつづける以外に、強迫的登校と登校拒否から子どもを解放するような『学校』ないしは『教育空間』の発見はないだろうし、魂の中に根づいてしまった支配者から人間を解放するような社会の発見はないのではないかという思いがうずまいている。まさに、強迫的登校と登校拒否にたいする取り組みは、われわれにそうした課題をつきつけているのである」(同上、139～140頁) と述べます。

私たちは、竹内の指摘にも学びながら、登校拒否の子どもの居場所やフリースクールを大切にしながらも、基本はやはりともに手を携えて登校拒否が大量に生まれてくる現実の学校を変える取り組みを多くの教職員、父母・国民と一緒にこなす必要があると思います。

第3節. 稲村博の調査結果発表をめぐる動き

1988年9月16日の『朝日新聞』夕刊の第一面に「30代まで尾を引く登校拒否症 早期完治しないと無気力症に 複数の療法が必要 カウンセリングのみは不十分 筑波大学助教授ら五千人の例で警告」という見出しがつけられた記事が出ました。

この記事は、「登校拒否はきちんと治療しておかないと、二十代、三十代まで無気力症として尾を引く心配の強いことが、約五千人の治療に当たってきた稲村博・筑波大学助教授(社会病理学)らの研究グループによってわかった」というものです。この記事は、当事者にとっては大変不安を煽るものでした。

現在でいえば、以前の調査で約70万人、最近の調査で約45万人とされる「ひきこもり」の若者の、ある部分が登校拒否経験者で占められていることは事実としても、そのことが、直ちに、拡大解釈され「登校拒否の子どもはきちんと治療しておかないとひきこもりになる」と言われると、間違った不安をいたずらに煽るようなものです。

ここでは、第一に、調査研究自体確かだったのか

という問題、第二に、登校拒否を治療するという「登校拒否は病気である」と言う前提に立っていることの問題、そして、第三に、「警告」として当事者の不安をいたずらに煽る記事になっていることの問題など何点か問題点を指摘できます。

この新聞記事に対して、さっそく登校拒否を持つ親や有識者が抗議・問題点指摘の声をあげます。山下英三郎や遠藤豊らが異議を申し立てます。また東京の「登校拒否を考える会」が中心になり、第一、『朝日新聞』への投稿と会見の申し入れ、第二に、誰でも参加できる緊急集会の開催を決めます。そして、緊急集会の方は、「登校拒否を考える会」が中心になって結成された「登校拒否を考える緊急集会実行委員会」が「登校拒否を考える緊急集会 えっ！『早期治療しないと無気力症に』だって？」を1988年11月12日に開催し約800名が参加します。この緊急集会は、後に主催の名称を「登校拒否を考える市民連絡会」と変更し、「登校拒否を考える集会」を計三回開催しています。

これらの運動が世論を一定変え、その後マスコミなどでは、登校拒否は病気であるという否定的なものは少なくなり、登校拒否は病気ではないとする記事が多くなりました(朝倉景樹、1995、73～74頁)。また、登校拒否が起こるのは特に母親の育て方が原因であるとする見方に一定の変化が生まれました。

しかし、この種の母親を中心とする運動、すなわち「家庭の養育責任を学校批判に置き換えたのみの議論は、抑圧された母親/子どもの社会的位置を相対化することなく、逆説的に母親や家族を本質化する危険性を持っている」「一見した所『母親犯人論』を批判的に相対化しているようだが、その背後にあった性別役割規範や家族の閉鎖性を、より強めていく危険性があった」と言えると思います(加藤、2012、190頁)。

註5. 少なくない教育社会学者も同じような傾向を持っているようです。山田哲也「登校拒否・不登校に関する社会的な著書・論文の紹介」、前島他編『登校拒否・不登校問題資料集』第Ⅲ部第1章、参照。

第3章. 「不登校」の時代(その1) - 1990年初頭以降

1990年代は、学校に行かない・行けない子どもをめぐる問題についてもさまざまな変化や論議が行なわれた時期です。

この時期には、まず、第一に文部省の「長期欠席」の調査が年間50日以上とともに、30日以上の子どものについても始まりました。また、第二に、以下に詳しく検討しますが、文部省の「学校不適応対策調査研究協力者会議」が報告書を出し、第2章でふれた登校拒否は、特定の問題を抱えた子どもが起こすという見解をあらため、「登校拒否はどの児童生徒にも起こりうる」などと述べた「登校拒否(不登校)問題について一児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して」を1992年に出しました。さらに、第三に、1998年から、「登校拒否・不登校」の理由別カテゴリーが「学校ぎらい」から「不登校」に変わり、その数も急に増えました。

本章では、上の問題についてふれるとともに1990年代を代表する研究として、森田洋司の『「不登校」現象の社会学』(1991年)と朝倉景樹の『登校拒否のエスノグラフィー』(1995年)などを取り上げ、この時代の特徴を明らかにしたいと思います。

第1節. 森田洋司『「不登校」現象の社会学』の批判的検討

森田洋司『「不登校」現象の社会学』(1991年)の研究上の特徴は、主に三点あると思います。

まず、一つ目は、それ以前の時代では学校に行かない・行けない子どもを「登校拒否」という言葉を使い規定していましたが、その言葉の使い方を批判し、「不登校」という言葉を使うべきだと主張したことにあります。そして、第二に、広範な調査にもとづき、学校に行かない・行けない子の他に「潜在群」「遅刻群」等、普段から学校に行きたくなく思っている広範な「グレーゾーン」の存在を明らかにしたことです。さらに、第三に、森田は「不登校」の原因を時代状況の変化の中で生まれた生活全体の「私事化」(privatization)に求めている点です⁶⁾。

第一の点は、この頃から研究者も「登校拒否」という言葉が変わって「不登校」という言葉を多用することになったことと関係があるでしょうし、第二の点は、1992年の「学校不適応対策調査研究協力者会議」が「登校拒否はどの児童生徒にも起こりえ

る」と見解を変えたことと関連があるでしょう。そして、第三の点は、森田のいじめの原因論と通底する点であり根本的な批判が必要でしょう。

まず、一つ目の言葉の定義について検討しましょう。

森田は、まず学校に行かない・行けない子どもを、研究者によっては「登校拒否」あるいは「不登校」ということばを用いて定義し、行政機関も文部省は「登校拒否」あるいは「学校ぎらい」、法務省は「不登校」ということばを用いているように統一されていないことを問題視します。

そして、「あえて、『登校拒否』と『不登校』との両概念を併用するとすれば、『不登校』を『登校拒否』よりも広義の上位概念として位置づけ、精神疾患以外の多様な形態をも包括し、登校不能『状態』を指す用語として用いることが妥当である。

しかし、社会学の立場から、学校教育の問題として登校不能『状態』を分析する場合、両概念を併用することはなまじ混乱を来すだけでなく、『登校拒否』の概念を用いることによる弊害すら認められる（3頁）としています。

そして、なぜ「登校拒否」の概念を用いることに弊害があるかという点、「この用語が日常生活に及ぼす負の烙印効果にも注意を向ける必要があるからである」として、「しばしば指摘されているように、『拒否』という言葉には、学校や登校することを拒否するという『反』学校的な響きがある。たしかに不登校の一部には、こうした『反』学校的な対立価値に基づく拒否行動もないではない。」「しかし、これらのタイプの不登校は、現象のごく一部にすぎず、すべての不登校の子ども達が学校教育の問題性を告発する動機に基づいて行動していると思えることはできない。」（4頁）

そして、森田は「不登校」の概念を以下のように規定しています。

「不登校とは、生徒本人ないしこれを取り巻く人々が、欠席ならびに遅刻・早退などの行為に対して、妥当な理由に基づかない行為として動機を構成する現象である」（14～15頁）。

この森田の規定は、第一に「不登校」を欠席だけでなく遅刻・早退なども含めかなり広くとらえている点です。また、第二に、それを認定する主体が、

「生徒本人ないしこれを取り巻く人々」として、教師や親も含め回りが「不登校」が「妥当な理由」かどうかを認定するとして点に特徴があります。

この森田の定義では、第一に、子どもたちが学校に行かない・行けない現象を学校の在り方を問いただす視点から見る立場は全く欠落しています。また、第二に、「不登校」の「妥当な理由」を認定する主体が生徒とともに「これを取り巻く人々」にまで広げ、場合によっては校長が認めなければ「不登校」として認定されないという事態も生みかねないのです。

従って森田のこの定義は、「学校教育が担っている社会的な位置や役割自体を問うというラディカルさは回避されている」（加藤美帆、2012、54頁）と言えるでしょう。

「学校教育が担っている社会的な位置や役割自体」と言うのは、第一に、学校が持つ規律＝訓練を通じて、今日の社会に適応する＝今日の社会に都合の良い「人材」を育成する機関であるという点です。また、第二に、学校は、広く知られているように家庭の文化資本をもとに、社会の不平等を再生産する構造を持っているという点です⁷⁾。

森田の定義や問題意識は、この点について回避されています。森田が、この時期以来文部省＝文科省の「不登校問題調査研究協力者会議」の座長などに起用されている理由の一つがここにあるのかも知れません。

第二に、森田が、「不登校」の「グレーゾーン」を見いだした点についてです。この点の意義は、統計上あらわれる「不登校」の背景に広範な学校に行きたくない層が存在することを明らかにしたことによって求められるでしょう。

しかし、第一に、学校に行きたくない層がなぜ学校に行くのか、その理由の究明にまで踏み込んでいない点。第二に、学校に行かない・行けない子どもたちの階層構造には全く踏み込んでいないなど課題を残しています。

最後に、森田が「不登校」がひろがっている原因としてあげている、生活の「私事化」をどうとらえるかという点です。「私事化」について、森田は「公的な関心や集団に関することよりも自分自身の私的な関心によって行動の基準を変えていく傾向が

強くなること」⁸⁾と規定しています。

そして、「私事化の傾向が強くなれば、人々は公共善ではなく利益追求に向かうため、相互の連帯に弛緩が起こり、共同性に揺らぎが現れる。そのリスクヘッジを個人で引き受けなければならない状況が生まれる(ソーシャル・イクスクルージョン)」「私事化により社会的に孤立化した人々を、官民協働の上、再び社会の中へ包み込み、一人の社会人として自立させていく方策が必要である(ソーシャル・インクルージョン)。一方で、競争の原理を欠くこともできない以上、このバランスをいかにとるかが課題である」⁹⁾と述べます。

確かに、1990年代以降日本の新自由主義化の進行で、社会的競争が強まるとともに大企業中心に利益追及の傾向が強まりました。そして、日本社会でも格差＝貧困の問題が社会問題になるとともに、「勝ち組」「負け組」という言葉も生まれ、「負け組」になったのは「自己責任」であるという風潮も生まれました。

このような社会状況をなぞった言葉が「私事化」という言葉でしょう。この「私事化」原因説は、1980年代急増する「不登校」数を後追的に説明はできるものの、単に現状をなぞるだけの政治的意味を脱色された言葉であると言えます。

また、同時に、この時期「臨教審」によって「個性重視の原則」が叫ばれ実践される中で、森田の研究は、「不登校」という言葉を使い、「私事化」が「不登校」を生む原因だとする立場をとるなど、子どもたちが苦しめられている学校・教育のラディカルな批判を避ける意味で、全体として当時の「教育改革」を下支えしたと言えると思います。

第2節。「登校拒否はどの子にも起こりえる」―「学校不適応対策調査研究協力者会議」報告をめぐって

1992年3月に、「学校不適応対策調査研究協力者会議」が「登校拒否(不登校)問題について―児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して―」(文部省初中教育局)を出します。

この報告は、主に3つの特徴を持っていました。

まず、第一に、登校拒否の原因を「特定の子どもの性格傾向」やそういう子を育てた親の「養育責任」にあるという、1983年の『生徒の健全育成をめぐ

る諸問題-登校拒否問題を中心に-』を事実上撤回し、「登校拒否はどの子にも起こりえる」として、原因は学校の在り方を含むものであるとした点です。また、「登校拒否」の子を「見守る」姿勢を打ち出した点です。

この転換は、子ども個人の資質や親の養育責任を問う原因観からの転換という意味を持ちました。しかし、同時に今日の学校教育が持つ本質的な支配構造には目を向けさせない効果を持ちました。

次いで、第二に、「適応指導教室等の機関」に通い一定の条件を満たせば、指導要録上出席扱いとされた点です。この点の意味は、後ほどふれます。

さらに、第三に、この報告を出した主体の名称が「学校不適応対策調査研究協力者会議」あるいは「適応指導教室」の名称にも顕著に現れているように、「登校拒否」の子は、学校に不適応で、学校に適応させることすなわち「学校復帰」が原則である点です。

この報告は、以上の特徴の整理でもわかるように一定の前進面とともに、本質的な問題点を持っていました。

その点について、この報告に関わる横湯園子の以下の指摘が参考になります。

「学校生活への適応をはかるために『適応指導教室』が強調され、『適応指導学級』を筆頭に具体例が細かく列挙されていて、子どもの心を無視し、休んでいる子どもが『問題』とされる構図に変わりはない」「このような事が平然と行なわれたら、子どもは地域ぐるみの監視と干渉をうけて追いつめられ息もつけなくなることは目に見えている。本報告の提起する方策は、かえって登校拒否を増加させる恐れのほうが大きいことが危惧される」¹⁰⁾。

確かに、この報告の後1990年代は「登校拒否・不登校」は急増しました。横湯の指摘は的中したことになります。

また、ここで「適応指導教室」ばかりでなく、フリースクール等への出席も学校同様の出席として認められるようになったことをどう受け止めたらよいか、二人の論者の意見を紹介しておきましょう。

まず、「東京シューレ」に伴走し、第三節でふれる『登校拒否のエスノグラフィー』を書いた朝倉景樹は次のように述べます。

「文部省が学校外の『民間施設』に対する扱いを変化させたことによって、かえって<登校拒否>をしている子どもが家にいづらくなってしまった」。「<登校拒否>をしている子たちは、『学校に行かないのなら、民間施設に行きなさい』という新たな圧力を受けるようになったのだ。その結果、<登校拒否>に対する考え方が自分の中で整理がつかず不安定な状態のままで親に押し出されるようなかたちで東京シューレにくる子どもが増えてきたのである」（朝倉、1995、181～182頁）。

また、伊藤茂樹は次のように整理しています。

「このように不登校はフーコー的な意味での社会化と統制の方法における個別化テクノロジーの発達の結果と見ることができる。具体的には、子どもが語られる『適応指導教室』がつくられているし、フリー・スクールへの通学を登校と認めるようなこともされている。不登校カテゴリーに位置づけられた子どもへのコントロールが着々と進められているのである。いわば、パノプティコン（一望監視システム）の脱学校化・社会的拡大が進展している」（伊藤茂樹、2007、250頁）。

この時期の登校拒否・不登校問題に関わる議論に引きつけていけば、以上の転換は、ある面で、学校の持つ管理主義や権威主義を批判する議論の矛先を弱める「効果」をもたらし、運動側には学校批判を弱めさせる「効果」をもたらしたのではないだろうか。

第3節. 朝倉景樹『登校拒否のエスノグラフィー』の批判的検討

「不登校現象」を社会の「私事化」によって説明し、「不登校」のグレーゾーンを明らかにした森田洋司の研究は一定の意味を持っていましたが、本質的には社会の変化をなぞりながら、教育改革に利用される側面を持っていました。それでは、「登校拒否」を問題とする状況を問うことを研究の中心にすえた（構築主義）、朝倉景樹の『登校拒否のエスノグラフィー』（1995年）をどう評価したら良いでしょうか。

朝倉は、「学齢期の子どもを学校へと囲い込んでゆく社会の構造」（朝倉、1995、201頁）を、第一に、「学校恐怖症」「怠学」からはじまり、「登校拒

否」が児童精神科医や心理学者や専門家・教師らを中心に問題とされた時期を丁寧に従い「構築主義」の立場からそのプロセスと問題点を明らかにしています。また、第二に、朝倉自身がスタッフとして携わっている「東京シューレ」の子どもたちの生活と意識から、学校に行かない・行けない「圧力」を感じる3つの層について分析し、彼ら・彼女らの中には「登校拒否」を「選んだもの」＝「選択」と意識する層が存在することを肯定的に描いています。

「この研究がそれまでの登校拒否研究と一線を画したのは、その問題性を所与とするのではなく、登校拒否を問題と見なす、学校中心の社会の在り方への異議申し立てを議論の中心としたこと」す（加藤、2012、49頁）。

また、前章でふれた学校中心の社会の在り方を批判する母親中心の親の運動を引き継いだ、「東京シューレ」などの中にいた朝倉の研究は、「新しい社会運動」（加藤 同上）の性質も持っていました。

このような意義を持つ朝倉の研究は、同時に、以下のような課題を残しました。

それは、第一に、学校に行かないことを「選択した」子どもたちは、その後学歴がものをいう学歴社会への参加が困難になります。その点は、「登校拒否を選択」した子どもたちは、むしろ問題にしないかも知れませんが、現実に存在する学歴社会を批判的に問えないという問題点を残すことになります。

なお、貴戸理恵は、この「登校拒否を選択した」という問題にこだわり、「選択」した結果は、「自己責任」で引き受けるという新自由主義の論理に絡めとられる危険性を持っていると批判します（貴戸、2004）¹¹⁾。

また、第二に、朝倉の研究は「登校拒否」に至る言説史の批判的検討と、「東京シューレ」の子どもたちの「エスノグラフィー」（行動観察、民族史という意味も持つ）であり、今日の学校が持つ社会的不平等配分機能を問わない研究であったという点です。

今日の学校は、学校段階別あるいは学校別に強固な差別構造が出来上がっており、それが、生涯賃金や社会的地位などを規定する側面は否定できません。このような側面を持つ学校から「登校拒否」の子どもたちは生み出されているのであり、今日の学

校の在り方を問う構造を持たない研究は不十分であると言う批判は免れないでしょう。

さらに第三に、これは大部分の登校拒否・不登校研究にもいえることですが、朝倉の研究も、母親を中心とする「新しい社会運動」に活用されたという側面を持ちつつ、母親が中心的に登校拒否不登校の子の問題で悩み、ほとんど母親のみが「親の会」などにも参加するという「ジェンダー化された構造に踏み込んで問うたならば、不登校を契機とする親の会による社会運動も異なる展開があったと考えられ」と言う点です（加藤、2012、51頁）。

朝倉の理論は登校拒否を本人の資質や親の育て方だという説に対する批判と学校中心主義の社会への異議申し立てを行ない、異なる道（「東京シューレ」）でも子どもたちは育ちうるという点を実証しようとした点は評価できますが、それは、当時行なわれていた新自由主義の「選択」の論理と親中心主義の論理を正当化する側面も持っていたと言えるでしょう。

註6. 森田洋司は、いじめの原因もこの「私事化」で説明しています。

註7. 今日「階層化した競争」が激化している状況において、この役割は益々強くなっていると言えるでしょう（久富善之「教育の社会性と実践性との関連を迫及して」、教育科学研究会編『戦後日本の教育と教育学』、かもがわ出版、2014年）。

註8. 森田洋司「新たな行動計画策定に関する有識者ヒアリング（第6回）概要」、テーマ「日本社会の変化と規範意識」・・・日時・場所等は不明ですが、政府のある機関の「有識者ヒアリング」での発言要旨だと思います。

註9. 註8と同じ。

註10. 民主教育研究所『教育研究資料集第2集』、1992年所収。

註11. この貴戸の批判に対し、加藤美帆は、「不登校に対する病理としての解釈を脱構築してきた社会運動を無力化する主張も含んでいたといえる。『選択』というロジックを問うのなら批判すべき対象は、教育改革の正当性をつくっていったニューライトによる支配的言説である」（加藤、2012、72頁）と批判します。

第4章 「不登校」の時代（その2）—2002年以降

学校に行かない・行けない子ども数が増えつづける中で、2002年9月から文科省に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」（主査：尾木和英-東京体育大学教授、副主査：森田洋司-大阪市立大学大学院教授）が設置され、6ヶ月後の翌2003年3月に「今後の不登校への対応の在り方について」と言う報告を出します。

本章では、この報告の分析を中心に2014年頃までの動向を検討の対象にします。

第1節。「今後の不登校への対応の在り方について」（2003年3月）の特徴と問題点

「不登校問題に関する調査研究協力者会議」の報告「今後の不登校への対応の在り方について」は、1992年に同様の報告が出されてから10年以上ぶりに出されたものです。

なぜ、文科省が「不登校に関する調査研究協力者会議」を設置し、報告を出したのでしょうか。その要因としては、第一に、投稿拒否・不登校児童生徒数が、1970年代半ば以降増え続け、特に前回の「報告」以降急増し、13万9千人にもなり、社会的問題関心が高まったこと。第二に、「不登校経験者の実態調査」からみると、「不登校経験者は、総じて進学率が低く（高等学校65%、大学等13%）就職率や高等学校中退経験の割合が高いといった傾向が示されている」（「報告」より）など、進路上の問題が課題となっていること。そして、第三に、「ひきこもり」が社会的問題となり、社団法人青少年健康センター調査によると（2000年11月実施）『「ひきこもり」の1年間の相談件数のうち約40%が小・中・高等学校での不登校の経験を持つ」といった結果が示され」（「報告」より）、「ひきこもり」と不登校問題の関連が指摘されるようになったことなどが考えられます。

以上のような背景を持って出された「報告」の特徴と問題点は以下の三点にまとめられます。

第一に、私が第3章で厳しく批判した1992年の「学校不適応対策調査研究協力者会議」の報告の「提言自体は、今でも変わらぬ妥当性を持つものである」と言うある種居直りともいえる認識を示している点です（この点は、次章でもふれるように、2016年の最終報告でも全く同じ立場です）。

第二に、不登校増加の原因については、相変わらず「私事化」する社会に原因を求めながら、同時に「近年の子どもたちは社会性等をめぐる問題、例えば、自尊感情に乏しい、人生目標や将来の職業に対する夢や希望等を持たず無気力な者が増えている、学習意欲が低下している、耐性がなく未成熟である」と言った傾向が指摘されている。また、保護者の側では「一部では、無責任な放任や過保護・過干渉、育児への不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されている」。また、「学校に通わせることが絶対ではないとの保護者の意識の変化等についての指摘されている」と述べ、基本的に子どもや親の側に原因を求める姿勢に変わりはありません¹²⁾。

そして、第三に何より重要な点は、「報告」は、「将来の社会的な自立に向けた支援の視点」「連携ネットワークによる支援」「働きかけることや関わりを持つことの重要性」「保護者の役割と家庭への支援」などが強調され、1992年報告が「登校拒否・不登校はどの子にも起こる」そして「待つ」ことを強調していたのに対し、この報告は、子どもの社会的自立に向けて「働きかける」ことをとりわけ重視しています。

そして、その「働きかける」ことの中身は、特に「適応指導教室」を整備すること、あるいは、スクールカウンセラーの配置促進(スクールカウンセラーは、1995年から配置が始まっています)、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業(SNS)開始、さらには、次節で検討する「数値目標」にもとづく全国的な「不登校半減計画」などの実践として現れます。

全体として、「報告」は登校拒否・不登校問題を「心の問題」から「社会の問題」へと視点を向けたのは良かったのですが、登校拒否・不登校を生み出す学校や「社会の構造の見直しに向かうのではなく、『だから不登校を認めることはできない』とする態度に見られるように、個人の生の軌跡を修正することによって構造を維持するというすぐれて<管理者>的発想に立脚したものとなっている」と言えます(貴戸、2004、53頁)。

第2節. 「数値目標」に基づく「不登校半減計画」の批判的検討

1. 「数値目標」に基づく「不登校半減計画」がなぜ行なわれるようになったのか

2003年報告が出される前後から登校拒否・不登校問題に関し、全国的に広まるある動きがあります。それは、「数値目標」に基づく「不登校半減計画」などの登校拒否・不登校を減らそうと目的意識的に「努力する」自治体が増えた点です。

その一端は、図表2からもうかがえます。この図表2は、「児童・生徒の問題行動に関する都県の数値目標」として、相変わらず、各自治体が不登校をいじめや暴力問題と同じ「問題行動」としては見ていることはひとまず置いておくとしても、少なくとも21の都県が特に不登校数を減らそうと「数値目標」を設定していることを示した新聞記事です。

図表2 児童・生徒の問題行動に関する都県の数値目標(「読売新聞」2003・1・14)

青森 いじめ解消率95%、不登校(06)登校解消率35%、高校中退率1.9%	和歌山 4年間で、不登校の比率(01~)を全国平均並みに減
宮城 不登校の比率を、全国(05)10位以内の低さに	鳥取 3年間で、不登校の比率(00~)を全国平均以下に減
秋田 不登校の復帰率30%、(02)いじめ解消率100%	広島 不登校を小0.4%、中2.5(05)%、高校中退率を2%に
山形 不登校を900人以下、在(05)籍率0.84%以下に	徳島 不登校を小0.28%、中2.5(06)4%に
福島 不登校を小0.15%、中(10)1.22%に	香川 不登校を小0.2%、中1.5(05)%、高校中退率を2%に
茨城 公立小中の不登校を(05)0.77%に	愛媛 いじめ根絶。不登校解消(05)
東京 不登校を中で2%に(10)	高知 いじめ、暴力をゼロに近づけ、不登校比率を全国平均に
富山 不登校を小0.23%、中(05)2.02%に	熊本 いじめ、不登校の着実な(10)減少
長野 暴力100件、いじめ200(04)件、不登校の比率を現状以下に	大分 不登校比率を全国10位以内、高校中退を3位以内の低さに
静岡 当面、いじめ・非行、不(一)登校を1割減、10年には半減へ	沖縄 不登校比率を全国平均以下。03年度からは前年度比10%減
滋賀 不登校を小0.5%、中2(10)%に	

()は目標年度で、西暦

「数値目標」のタイプは、各県で登校拒否・不登校拒否児童・生徒の在籍比率などの減少目標の具体的な数値を上げるもの(福島県、茨城県、広島県など)、全国的な相対基準で数値を設定するもの(宮城県、和歌山県、大分県など)、各年ごとにチェックするもの(秋田県、沖縄県など)、スローガ的なもの(愛媛県など)に分かれます¹³⁾。

このような「数値目標」を設定して登校拒否・不登校の児童・生徒数の減少に向けて取り組むのはそ

れまでの取り組みでは、具体的な「成果」が見えずに登校拒否・不登校数が益々増加しているという状況の反映であると考えられます(図表1参照)。

この中で、例えば富山県は、登校拒否・不登校の児童・生徒の内、学校生活に起因していた分を算出し、根絶するという目標を立てたようです。それは、「学校の努力でできるものは取り除くという決意を示したもの」(県教委)¹⁴⁾といいますが果たしてどうでしょうか。

これまでの文脈で考えると、より目的意識的に「学校復帰」が追及されるものと考えられます。そうすると、登校拒否・不登校中の子どもたちは、学校を休んでいる状態を肯定され、親や家族そして教師などにじっくりと受容されるまもなく、ひたすら「学校復帰」に向けて無理を強いられる可能性が強まり、子どもたちや親をより一層苦しめるのではないのでしょうか。

2. 「不登校半減計画」の具体例(埼玉県熊谷市)の批判的検討

埼玉県熊谷市の教育委員会は、2002年に3年間で「不登校半減」と言う「数値目標」を設定します。典型的な、「数値目標」に基づく「不登校半減計画」の設定です。ここでは、この計画について理論的実践的に指導した小林正幸の著書¹⁵⁾に基づき、同時にそれを批判的に検討した廣木克行の論文を参考に¹⁶⁾この熊谷市の「不登校半減計画」を批判的に検討したいと思います。

小林の著書や廣木の論文によると、熊谷市の「不登校半減計画」の特徴は、第一に「計画の実施に当たってスクールカウンセラーや教育相談員の増員も教師の加配も一切行なわず」、教師を中心とした学校内の「人的資源」だけで実施したことです。

また、第二に、基準日数(1年に10日)以上欠席した子どもに対しては、担任教師だけではなく教師達がチームを組んで対応していることである。なお、この対応は「個別支援シート」の作成をめぐってスクールカウンセラーを含む事例検討会になっています。

そして、第三に欠席日数の多い子どもに対する教師の関わりが、「個別支援シート」に記された情報に基づく、小林の助言を受けて行なわれているとい

うことです。これを「紙上カンファレンス」と呼んでいます。

これらの特徴を持つ実践によって、確かに数字的には登校拒否・不登校の子どもの数は減少したようです。

しかし、小林の指導する「不登校半減計画」に問題はないでしょうか。廣木は、「臨床教育学から見た『不登校半減計画』への疑問点」として、以下の三点をあげています。

まず、第一に小林は、不登校を予防する二次予防の実践において「教師が主人公」だとたびたび述べます。「だが、この『計画』の実際を見る限り、教師たちがその実践の当事者であっても主人公になっているとは言い難い。なぜなら先に紹介した出席管理においても『個別支援シート』の作成においても、その取り組みはもっぱら市教委からの行政的な指示に従う作業として行なわれており、教師達の合意と了解は問題にされていないからである」と廣木は疑問を呈します。

そして、小林の実践の視点や「分析手法には、子ども集団の分析も子どもたちの発達の分析もなく、超がつくほど多様で多忙な教師の仕事の現状を省みる視点も欠如している」と言います。

第二に、親(家庭)のとらえ方についてです。

小林は「登校させる意思の強・弱」と言う視点で教師達に親の対応を検討させ、その評価結果をもとにコンサルテーションを行なっています。廣木からすると「このプロセスには教師たちの目に『登校させる意思が弱い』と映った親の内面を考察し、その印象の意味をとらえとらえ返す視点はない」。このことは、「この計画が、不登校の子どもにとって親が如何に大切な存在であるかを省みていないことの現れに他ならない」と批判します(廣木、2006、87頁)。

そして、第三に、「子どもと不登校のとらえ方」と言う点に関わります。

小林は、著書で「登校意欲が弱い子ども」という視点で子どもをとらえ、他方で「そもそも不登校は、子どもが『学校が嫌だ』と感じるゆえに起きます」と述べています。廣木は、この考えは、『学校を楽しみ』『学校を心地よい』と感じるならば、子どもは学校に来るはずである」という学校観の裏返しで

ある」とします(廣木、2006、88～89頁)。

そして、「学校が嫌い」だから、不登校が起こるといふ一面的なとらえ方を前提とした「不登校半減計画」は、「子どもの登校意欲を高めようとする担任教師による働きかけによる関係改善にもつぱら依存している」、しかし、子どもと「密接な『関わり』」の実践を求められる教師たちにとって、子どもと関わる前にそのタイプを識別できるわけではなく、子どもを追い詰め傷つける危険性と常に背中合わせのまま関係づくりの実践をすることになる」(廣木、2006、89～90頁)とその危険性を指摘しています。

なお、「廣木克行の仕事」をまとめた山本宏樹は、廣木が小林を批判する背景には二つの差異があると指摘しています。

その一つは、廣木・小林の臨床実践上のスタンスのちがいがあるとして、それは、「廣木が不登校を『シグナル』と見て、子どもの育ちの状況のホリスティックな変革過程を重視するのに対し、小林氏は問題を深掘りすることなく、当事者側の主訴ないし『問題行動』の寛解にとどめようとしています。この対立は廣木の採用するロジャース流のパーソン・センタード・アプローチと、小林の好む認知行動療法やソーシャル・スキル・トレーニングのあいだの五十年来の思想的対立をなぞるものでもあり、その溝は深いようです」(山本、2016、200頁)と述べます。

また、もう一つの差異は「プロフェッショナルリズム」についての認識の差異にあるように思われます。廣木が個々のケースの個別性を重視し、安易な一般化に対して謙抑的に振る舞い、政策提言においても自身の出会ってきた不登校臨床像(学校的価値観に親和的で、親が献身的に問題解決を引き受けようとする層)に限定して語ることに職業的倫理を見いだしているのに対し、小林は自身の臨床実践の法則化・一般化に意欲的であり、対応マニュアルを作成するなどして『よりマシな対応』を教育現場に普及浸透させることで問題の緩和に寄与することを臨床専門家の使命と自認しているように見えるのです」(同前)としています。

この指摘に、学ぶ点も多いと思います。

註 12. 登校拒否・不登校の原因については、他に「発達障がい」

の問題や虐待等の問題もあげています。

註 13. 前島康男「登校拒否・不登校問題の歴史と課題について」(東京電機大学理工学部紀要、Vol.25、2003年11月)

註 14. 「読売新聞」2003年1月14日付け夕刊。

註 15. 小林正幸他『教師のための不登校サポートマニュアルー不登校ゼロへの挑戦ー』(明治図書、2005年)、小林正幸『事例に学ぶ不登校の子への援助の実際』(金子書房、2004年)。

註 16. 廣木克行「不登校減少計画の『成果』と矛盾-熊谷市の『不登校半減計画』を検討する-」(久田敏彦ほか編『授業研究年報 創刊 子どもが生きる時間と空間』フォーラム・A、71～91頁)、なお、山本宏樹「廣木克行の仕事」参照(前島康男ほか編『登校拒否・不登校問題資料集』、第Ⅲ部第2章第2節、創風社、2016年)。

第5章 登校拒否・不登校問題の新たな時代(2014年以降)

2014年以降、いわゆる「フリースクール法案」が議連で提起され、それが二転三転していわゆる「不登校対策法案」が2016年の臨時国会に提案される情勢にあります。また、戦後三度目となる、「不登校に関する調査研究協力者会議」が「最終報告」を提出したり(2016年7月28日)、教育再生実行会議の提言(特に第9次提言…2016年5月20日)で登校拒否・不登校問題が扱われたりしています。

そして、以上の法案や「最終報告」等をめぐって活発な議論が展開されています¹⁷⁾。本章では、以上のような動向がどのような意味を持っているのかを、特に「安倍教育再生」との関連を踏まえながら明らかにします。

第1節. 「多様な学び」とフリースクール等への支援の意味

昨年の国会において、多くの国民の反対の声を無視して強行採決された「安保法=戦争法」は、日本の大企業が世界で一番活躍できる国にするために、その大企業のグローバルな展開をアメリカとともに軍事的に支える、世界のどこでもいつでも戦争できる国づくりを支える法だと思えます。

また、今日安倍内閣がねらう安倍教育再生は、基本的に大企業が世界で一番活躍できる国づくりを支える人づくり、すなわち、二つの戦士づくりにあ

ると思われます。その一つは、文字通り「過労死」をいわず働く企業戦士とその頂点に立つ「グローバルエリート」づくり、もう一つは、国家のために命をかけて戦う戦士づくりです。

このような、安倍教育再生のねらいに沿う二つの戦士づくりと、登校拒否・不登校、フリースクール問題はどのような関係にあるのでしょうか。

それは、端的に言って、登校拒否・不登校のあるいはフリースクールに通う児童生徒の中から「グローバルエリート」を選抜することがねらいの中心に座っていると思われます。

まず、第1節では、その経緯についてふれましょう。

このことは、まず教育再生実行会議第5次提言の「今後の学制改革等の在り方について」において、フリースクール等の学校外の教育機会の公的な位置づけを検討することが提言され（2014年7月3日）、9月10日に、安倍首相が「東京シューレ」を訪問、10月27日に下村文科大臣（当時）が「フリースペースえん」を視察したことなどが積み重なり、フリースクール等への支援の動きが作られた時期がはじまりです。

この時期、2015年1月30日に文部科学省に「フリースクール等に関する検討会議」と2月20日に「不登校に関する調査研究協力者会議」が設置され、検討を始めます。

このような、動きを理解する上で、2014年2月12日の国会での安倍首相の施政方針演説は参考になります。

安倍首相は次のように述べます。

「フリースクール等での多様な学びを、国として支援してまいります。義務教育における『6・3』の画一的な学制を改革します。小中一貫校の設立も含め、9年間の中で、学年の壁などにとらわれない、多様な教育を可能とします。」

ここで、安倍首相は、フリースクール等への支援を学制改革、小中一貫校の設立（その内容は、4-3-2、5-4などに現在の6-3制を改編する）と結びつけていることに注目したいと思います。

また、同時に下村文科大臣（当時）の次の発言も注目されます。

「不登校等により、既存の学校教育の中では適応

できない子どもであっても、その中に未来のエジソン、アインシュタイン、未来のアーティスト、音楽や、あるいは工芸、美術等を含めて、そういうところの子供であるからこそ、逆に世界に大きく貢献できるような人材が埋もれているかもしれないと、そういう感覚を改めて現場で持ちました。」（2014年10月28日の記者会見）

この下村の発言は、以下に述べる登校拒否・不登校の子どもから、「グローバルエリート」を選別しようというねらいを述べたものです。

この後者のねらいは、教育再生実行会議第7次提言においても引き継がれます（2015年5月7日）。

「○発達障害のある子どもや不登校の子どもの十分な学びの機会が確保され、自己肯定感を高められるようにすることが重要であり、通常の学級に在籍するこうした子どもたちへの支援や周囲の子どもたちの理解を促進するための教育の他、国における就学義務や経済的支援の在り方などに関する検討の結果を踏まえて、フリースクール等における多様な学びを支援する。その中には、将来大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を持つ者もあり、こうした子どもたちの潜在的な才能を見い出して伸ばす取組を支援する。」

ここでは、「発達障害のある子どもや不登校の子ども」の中から、「優れた才能を持つ者」を選別することと、フリースクール等における多様な学びの支援が同一線上で考えられていたことに注目したいと思います。

その具体化がどう進められているのかの詳細い検討は第3節で行います。

第2節。「フリースクール法案」から「不登校対策法案」へ

今日まで、関係者で賛否を分けた議論が行なわれて来た法案に「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案（座長試案）」（通称「フリースクール法案」）（2015年9月2日）あるいは、この法律が二転三転し「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（座長案）」（通称「不登校対策法案」）（2016年3月11日）があります。

まず、「フリースクール法案」に関しては、基本

的な論点あるいは問題点は二点あると思います。

まず、第一の論点は、第一章：総則の「目的」にある「多様な教育機会」の理解をめぐってです。そこには「この法律は…義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者に対する当該普通教育の多様な機会の確保に関する施策に関し…学校教育法の特例その他の必要な事項を定めることにより、多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする」と書いてありました。

この「多様な教育機会」が、「6・3・3・4制」の学校制度の外に新しい学校制度を認めるのか、あるいは、それが、「親の教育の自由論」に基づく、教育バウチャー制と結びついた「多様性」なのか、さらに「子どもの学ぶ権利」を基にした「多様性」なのか、よくわかりません。へたをすると、「多様性」の名の下に、公教育が解体され、公教育の市場化に道を開く危険性すらあります。

さらに、「フリースクール法案」の第二の論点あるいは問題点は、「個別学習計画」を全ての登校拒否・不登校児童生徒に提出させることにより、学習指導要領等の既存の学校的な学習をさせるという問題です。

この点に、ほとんど全ての登校拒否・不登校、フリースクール等の個人あるいは団体の批判は集中しました。子どもの安心して「休息する権利」を奪うものである。あるいは、既存の学校的価値観に、全ての登校拒否・不登校児童生徒を無理やり合わせさせるものであると。

この批判が、多くの個人・団体から集中した結果、法案は二転三転し、結局、2016年3月11日には、いわゆる「不登校対策法案」として再審議にかけられます。

この「不登校対策法案」は、次のような、問題点や究明すべき課題を持っています。

第一に、この法案は、表題にもあるように全体が「教育機会の確保」に対する支援が中心となっています。

登校拒否・不登校の児童生徒の大多数は、学校に行きたくても行けない自分を責め続け、同時に周囲の無理解に傷つきながら自分を消し去りたいほどの苦悩に苛まれています。そんな心身の状態にある

時にまず必要なことは、生命の確保を優先させ、安心して休養できる環境を整えるとともに、徐々に自己肯定感の回復を図る支援を工夫すること等です。

しかし、この法案の支援は「安心して十分に教育を受けられるよう」（第三条の三）にする支援に収斂しており、登校拒否・不登校の児童生徒に対する教育・学習支援を中心に考えていることが明らかです。

つまり、この法案は、学習以前に生存の確保が危うい状態にあり、深刻な苦悩を抱えて、その癒しを必要としている現実の登校拒否・不登校児童生徒の願いとは大きく食い違っています。

第二に、「支援」の内容をめぐる問題です。

法案では、登校拒否・不登校の児童生徒への「支援」と言う言葉を多用しています。この言葉は、この問題を語る際には問題のない言葉のように聞こえます。しかし、過去と現在の文科省や各都道府県教委が実施してきた「支援」の事例を見ると、その問題性が浮かび上がってきます。

先にふれた2003年の報告「不登校への対応の在り方について」も登校拒否・不登校の児童生徒の「社会的自立」にむけた「働きかけ」と支援を強調していました。

その結果、第4章でふれたように、例えば埼玉県では「不登校半減計画」等の「数値目標」が自己目的化され、「三日休んだら家庭訪問」等の対応がマニュアル化される中で「心のこもらない手紙や、会うことが強制される家庭訪問などが繰り返されてきました。「よかれ」と思って「支援」の名の下に行なわれる対応が、時と場合によっては『脅威』となるという事態がすすんできたのです」（高田美恵子、雑誌『教育』2010年5月号）。

また、現在も全国各地で新たに、「不登校0作戦」「不登校半減計画」等という「数値目標」に基づく「支援」が強まっている中、この登校拒否・不登校児童生徒への「支援」と言う言葉の中身は厳しく吟味され、問い直されなくてはならないと言わねばなりません。

第三に、登校拒否・不登校の定義における概念の混乱と誤りです。

この法案は、登校拒否・不登校を定義せずに、「不登校児童生徒」を次のように定義しています。

「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団生活に関する心理的負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。」(第二条、第三項)

この定義では、主に次の三つの問題点を指摘できます。

その1、この定義は「学校における集団生活に関する心理的負担」を登校拒否・不登校児童生徒の第一の要因としています。しかし、国連の子どもの権利委員会が「高度に競争主義的な学校環境が、子ども間のいじめ不登校・登校拒否」などを生んでいると指摘していることをあげるまでもなく、登校拒否・不登校問題の焦点が、なぜ「学校における集団生活に関する心理的負担」が生まれるかにこそあることを示しており、子どもの側に原因を求める見解とは一線を画するべきです。

その2、「相当の期間学校を欠席する」ことを登校拒否・不登校児童生徒の必要条件にあげている点に関わります。

「相当の期間学校を欠席する」児童生徒は、18万5千人います(2014年度)。児童生徒が、「相当の期間学校を欠席」することは、子どもの権利条約では「休養の権利」として全ての児童生徒に認めています。何らかの「学校生活における心理的負担」から登校拒否・不登校になっている児童生徒を、他の児童生徒から区別する要因として概念化しているのですから、国際的常識から遠くはなれた法案であると言わなければなりません。

その3、「文部大臣が定める状況にあると認められるもの」を登校拒否・不登校児童生徒の要件にしていることです。このことは、「文部科学大臣が定める状況」にあることを根拠に登校拒否・不登校児童生徒を特殊な児童生徒と見なし、別建ての教育・「支援」を行なう訳ですから、文科大臣が定める基準によって児童生徒の中に区別を持ちこみ、排除することを法的に認めることになります。

そして、第四は、法案は登校拒否・不登校児童生徒の「休養の必要性」について述べていますが、「休養の必要性」は、この法案では、学校以外の場(フリースクール等)で「多様で適切な学習活動」を行う場合、「個々の不登校児童生徒の休養の必要性を

踏まえ、当該児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう」にしなければならないと述べる箇所が出てくるだけです(第十三条)。

「休養の必要性」は、決してフリースクール等に通っている児童生徒のみに必要なものではありません、ましてや、「学習活動」への参加を前提とした「休養の必要性」などでもありません。休養を十二分にとったあとの児童生徒ならば、だれでも自らの意思で自主的に仲間を求めて動き出し、自らの要求に必要な学習なども始めます。

また、第五に、法案は登校拒否・不登校児童生徒へのアウトリーチと情報の収集について述べていますが、それは、基本的に「学校以外の場で行なう学習活動」を中心として「継続的に把握するための必要な措置」を講じられてしまうということです。そうすると、「フリースクール法案」で関係者の間で大きな問題となった「個別学習計画」とあまり変わらなくなってしまう可能性があります。

最後に第六に、法案は登校拒否・不登校が増え続けているその原因に踏み込んでいないという問題点があります。

これまでの文科省の答申、報告、施策等も全てそうですが、様々な検討の結果なぜ登校拒否・不登校、あるいは「長期欠席」が増え続けているのかという原因の究明に全く踏み込んできませんでした。そこに踏み込むとこれまでと現在の政府・文科省の教育政策に対する批判的な検討が必要になりますし、それにもとづく実態を根本的に変えるような教育政策、あるいは登校拒否・不登校への対応が必要になってくるからです。

登校拒否・不登校の児童生徒が増え続けている原因の一つとして、国連の子どもの権利委員会が指摘している「高度に競争的な学校環境」、すなわち「全国一斉学力テスト」をめぐる過度の競争があることは、大方の日本の教育学研究者や教師も認めるところであり、この点に全く踏み込んでいない点にこの法案の最大の問題点があると思います。

なお、夜間中学の各都道府県への設置や「自主夜間中学」の認知は緊急に必要です。法案では、この問題が「目くらまし」(山本由美)として考えられています。そこで、夜間中学の部分とその他の部分は切り離し、夜間中学の部分は一日も早く成立させ

ることが必要だと思えます。

第3節. 登校拒否・不登校、フリースクール問題の新しい段階の特徴

2016年に入って「不登校に関する調査研究協力者会議」が、「不登校児童生徒への支援に関する最終報告—一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進—」（7月28日）を提出し、同時に教育再生実行会議が第9次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（5月20日）を提出します。また、2016年11月に「フリースクール等検討会議」が7か月ぶりに再開されます。ここでは、前者の文書を中心に後者の文書や、「フリースクール等検討会議」の動向を踏まえ、政策側が登校拒否・不登校問題をどうとらえ、どのように問題の解決を図ろうとしているかを明らかにしたいと思います。

「不登校に関する調査研究協力者会議」最終報告は、中間報告（2015年8月）にくらべ、かなり修正されています。

中間報告の持っていた問題点は、修正された点と加えて拡大した点が見られます。ここでは、その特徴と問題点を以下のようにまとめられるでしょう。

まず、最初の問題点は、この最終報告に現れているそれまでの登校拒否・不登校に対する対策のとらえ方の基本的性格に関わります。そのことに関して、最終報告は次のように述べます。

「不登校に関する調査研究については、学校不適応調査研究協力者会議の平成4年3月報告『登校拒否（不登校）問題について』、不登校に関する調査研究協力者会議の平成15年3月報告『今後の不登校への対応の在り方について』（以下『平成15年報告』という。）があるが、それぞれ、不登校に対応する上での基本的な視点や取組の充実のための提言自体は今でも変わらぬ妥当性がある。」

1992年と2003年の二つの報告の問題点について、私は、本論文第3章及び第4章で厳しく批判しておきました。

本来、登校拒否・不登校が増え続けているのは、それまでの政策や対策に何か問題点があるからそうになっているという反省的なとらえ直しが必要で

しょう。しかし、「最終報告」では、「基本的な視点や取組の充実のための提言自体は今でも変わらぬ妥当性がある」とある種居直りともとられかねない見解を示しています。このような、これまでの、自らの提言を反省的にとらえようとしない、発想の在り方にまず第一の問題点がみられます。

ついで、第二の問題点としては、「最終報告」では、「はじめに」で、今日の教師の抱える課題を「国際調査においても、我が国の教員は、幅広い業務を担い、労働時間も長いという結果が出ている」と指摘している点に関わります。確かに、日本の教師の労働時間は、OECD平均をはるかに上回り最長時間です（週53.9時間）。そして、このような労働環境を改善するためには、教師の数を増やすことが根本的な解決に近づく道での一つであるはずですが。

しかし、「最終報告」では、この点について「中間報告」にあった全ての箇所を書きかえ、教員の加配という言葉が消えています（第4章の1、第8章の1、（2）、第9章の1など）。すなわち、教師が登校拒否・不登校児童生徒に対し対応するときは、「横の連携」と「縦の連携」で乗り切れと言っています（「はじめに」他）。

第三の問題点は、登校拒否・不登校の定義に関わった問題です。「最終報告」では、不登校を次のように定義します。

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いた者」

この様な定義について、加藤美帆は、この「不登校像はあまりに広く、それを一つの社会現象とはとらえられていない」（加藤、2012）あるいは、「個人的経験に還元され、その社会的な側面は不可視となっている」（同）と論じています。

私は、本論文で「登校拒否」と「不登校」、そして、「長期欠席」のそれぞれの言葉＝概念の歴史と意味についてふれてきましたが、文科省や「最終報告」が使っている「不登校の定義」については、厳しく吟味される必要があるでしょう。

第四にふれたいのは、登校拒否・不登校の要因・背景のとらえについてです。

「最終報告」では、「不登校の背景と社会的な傾

向」として次の様に述べています。

「不登校の実態について考える際の背景として、近年の児童生徒の社会性をめぐる課題、例えば、自尊心感情に乏しい、人生目標や将来の職業に対する夢や希望を持たず、無気力な者が増えている、耐性がなく、コミュニケーション能力が低いなどと言った傾向が指摘されている。」

また、別の箇所では「『平成 18 年度不登校実態調査』では『不登校の継続理由』から傾向分析し、『無気力型』(40.8%)、『遊び・非行型』(18.2%)、『人間関係型』(17.7%)、『複合型』(12.8%)、『その他型』(8.7%)の5つに類型化した」としています。

これまでの、各年の文部科学省の「児童生徒の問題行動等調査」においても、「登校拒否・不登校問題」は、本人の無気力や家庭的な原因、そして、いじめを除く友人関係がその「きっかけ」として多いと、統計上発表されてきました。

ここからは、なぜ自尊心感情(自己肯定感)が乏しくなっているのか、なぜ人生目標や将来に対する夢や希望を持たなく(持たずではない)なっているのか、あるいは、なぜ一見無気力になっているのかを問う視点を導きだすことは困難です。

また、登校拒否・不登校の児童生徒は、登校拒否・不登校になったことにより、悩み、自分を責め、無気力になっている現状の表面を追認しているだけに見えます。

実は、2006年(平成18年)の「不登校実態調査」の「不登校のきっかけ」は、「友人との関係」(いやがらせやいじめ、けんかなど)が、53.7%で第一位、次いで、「生活リズムの乱れ」(朝起きられないなど)が、34.7%で第二位、そのあとは、「勉強がわからない」(授業がおもしろくない、成績がよくない、テストが嫌いなど)が31.6%、「クラブや部活動の友人・先輩との関係」(先輩からのいじめ、他の部員とうまくいかなかったなど)が23.1%、「学校の決まりなどの問題」(学校の校則が厳しいなど)が、10.0%などとなっていました(複数回答)。

これで見ると、いじめや授業がつまらないなど学校生活に起因するきっかけが中心を占めます。そうすると、登校拒否・不登校問題を解決するためには、まずは、学校に起因する問題を解決することが重要

になってきます。

ここでは、私たちは第2節であげた国連子どもの権利委員会の第3回最終所見(2010年6月)の言葉を思い出すべきでしょう。

そして、前者のように登校拒否・不登校の原因を本人の資質や問題点に求めると、その解決策は外的外れなものになってくることがわかるでしょう。

「最終報告」では、学校教育の改善を重視する立場を持ちつつも、例えば、上であげた「『遊び・非行型』」には、まずは決まり事を守らせる毅然とした教育的な指導を行なうことや規則的な生活リズムを身につけさせること、学ぶことに興味を持たせることが登校につながる」と述べるなど、道徳主義的・規律主義的な教育観も伺えます。

第五の問題点は、登校拒否・不登校の児童生徒への支援の発想をめぐってです。

「最終報告」では、「学校内外を通じた切れ目のない支援の充実」として(第3章の7)、「…また、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、学校内外の場を活用した柔軟な対応も検討する。」と述べています。

この一見なにげない表現も、前述の下村文科大臣(当時)の記者会見での発言や次にふれる教育再生実行会議の第9次提言を参考にするとその意味する事柄がはっきりと浮かび上がってきます。

教育再生実行会議第9次提言では、「特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育」として、「また、障害のある子供や、集団生活に馴染みにくいために不登校傾向にある子供の中には、何らかの分野で突出した才能を有していたり、適切な支援を受けることによって大きく開花する可能性を秘めた子供もいます」とした上で、「〇国は、特定の分野で特に優れた能力を有する発達障害、不登校などの課題を抱える子供たちの能力を伸ばす取り組みを広げる方策について、現在大学・民間団体等で実施されている先進事例^{註12}」等も踏まえつつ、大学、地方公共団体、関係団体等とも連携しつつ検討する。」と述べています。

この、註12には、「東京大学先端科学技術研究センターと日本財団が実施している『異才発掘プロジェクトROCKET』では、突出した能力を有する、現状の教育環境に馴染めない不登校傾向にある小・

中学生を全国から選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供している。平成 26 年度から開始し、2 年間で 28 名を選抜し、支援している。」と書かれてあります。

「異才開発プロジェクト ROCKET」のホームページ等を参考にすると、政府・財界は本格的に、この事業を展開しようとしていることがわかります。

2014 年には、このプロジェクトの募集人員 10 名に対し、約 600 名が応募し、15 名が合格、2015 年には、募集 10 名に対し、550 名が応募し、13 名が合格しています。また、2016 年度からは、異才発掘プロジェクトの「スカラール候補生」の募集人員を 50 名に増やし全国各地 8 カ所で、計 810 人規模の説明会をすとしてしています。そして、将来は「異才」の学校をつくることを目指しているそうです。

この路線は、端的にいうと「一億総活躍社会」の中で、「グローバルエリート」を登校拒否・不登校の児童生徒からも選抜して利用していこうという考えに他なりません。

現在の学校に通うどの子も人間的な能力を最大限成長させるために、必要な教育予算を増額し、教育条件を改善していくのではなく、政府と財界が一体となって、民間の協力を得ながら極少数の「グローバルエリート」を選抜・育成しようとする危険なねらいに、この「最終報告」も組み込まれていると言えるでしょう。

それは、第 4 章の重点方策の 2 の「(4) 学校段階間の接続の改善」のところにも現れています。ここでは、小中一貫教育の推進として、「小中一貫教育を施す中学校併設型小学校及び小学校併設型において、例えば 4・3・2 や 5・4 などを推進」するとしています。このような、「中 1 ギャップ」を唯一の根拠とする、小中一貫校は、批判も強いだけに¹⁸⁾、厳しい吟味が必要でしょう。

さらに、第六の問題点として、教育の公設民営化、民間市場の登校拒否・不登校への介入の危険性を指摘しておきたいと思います。

「最終報告」では、登校拒否・不登校対策として教育支援センターの役割が重視されています。その場合、「財源や人材の確保が困難な場合にあっても、近隣の既設の教育支援センターとの連携や官民協働型による教育支援センターの設置、アウトリーチ

型支援や学習機会確保の支援などにより、不登校となった児童生徒に対して何らかの支援ができる体制を構築していくことが必要である」と述べています（第 8 章の 4）。

「官民協働型の教育支援センターの設置」をどう考えたらよいでしょうか。現在、塾産業は、一般的に子ども人口の減少もあり、過当競争で衰退気味で、市場価値として登校拒否・不登校の児童生徒がねらわれていると言われています。そのような中で、この「官民協働型の教育支援センター」は、学習のノウハウを有する民間資本・塾産業の市場として儲けの対象としてねらわれる危険性があると言えるのではないのでしょうか。

この危険性を排除し良質な民間団体と協働の関係をどう築くかが重要な課題となります。

おわりに

以上から、現在の登校拒否・不登校、あるいはフリースクール等をめぐる政策動向は、本質的・根本的な問題の解決を図るのではなく、一部で問題解決の弥縫策を行ないながら、他方、安倍教育再生、あるいは「一億総活躍社会」の中での、教育の市場化・民営化、さらには、「グローバルエリート」づくりに、極一部の登校拒否・不登校の児童生徒を利用していく危険なものであると結論づけられるでしょう。

このような動向は、多くの登校拒否・不登校の児童生徒、あるいはフリースクール等に通う児童生徒やその保護者、夜間中学の関係者の願いとは根本的に矛盾します。その結果、当事者を中心とする国民的な批判と問題の根本的な解決を目指す運動・実践を巻き起こすに違いないと思います。

註 17. 「不登校対策法案」をめぐる論争については、山本宏樹が丁寧にまとめています（「教育機会確保法案の政治社会学-情勢分析と権利保障実質化のための試論-」、一橋大学<教育と社会>研究会、『<教育と社会>研究』 第 26 号、2016 年 9 月所収）。

註 18. 山本由美他編『「小中一貫」で学校が消える—こどもの発達に危ない—』（新日本出版社、2016 年 2 月）。

まとめと今後の理論的課題

ここでは、本論文のまとめと理論的課題を明確にしておきたいと思います。

本論文のまとめとして明確にしておきたい第一の点は、政策側の登校拒否・不登校政策をどう理解したらよいのかという点です。

文部省＝文科省などの政策側は、登校拒否・不登校政策として、1983年の『生徒の健全育成をめぐる諸問—登校拒否問題を中心に—』（以下、1983年文書とします）、1992年の「登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」（以下、1992年文書とします）、さらに、2003年の「今後の不登校への対応の在り方について」（以下、2003年文書とします）、そして、2016年に「不登校児童生徒の支援に関する最終報告—一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援のすい推進—」以下、2016年文書とします）などを国民向けに提出します。本論文ではそれらの文書とそれ以降の政策の特徴と問題点を明らかにしてきました。

1983年文書は、その時代の児童精神科医らの研究の結果も反映していましたが、登校拒否の原因を基本的に子ども本人と親の育て方に求める極めて危険なものあり、多くの子どもや親を大変苦しめました。また、1992年文書は、1983年文書の内容をある意味撤回し、「登校拒否はどの子にも起こりえる」としました。しかし、その文書を出した主体が「学校不適応対策調査研究協力者会議」という名称であった点、あるいは、「適応指導教室等」へ通えば、学校での出席が指導要録上認められるようになった点にみられるように、基本的に、登校拒否・不登校を生み出している学校等を変えるのではなく、それに「適応」させるのだという姿勢が如実に現れており大きな問題点を抱えていました。実際その後も登校拒否・不登校は増え続けます。

さらに、2003年文書は、1992年文書が「登校拒否はどの子にも起こりえる」そして、「待つ」ことの大切さを謳っていたのを、今度は、子どもの「社会的自立」と「働きかける」をキーワードにした文書でした。たしかに、登校拒否・不登校の子どもの「社会的自立」を目指す取り組みや適切な働きかけ

は全面的には否定できません。また、この文書が、登校拒否・不登校問題を「心の問題」から「社会の問題」へ視点を変えたのは良かったのですが、基本的には、それまでの文書と同じく、登校拒否・不登校を生み出す学校や社会の見直しに向かうのではなく、登校拒否・不登校をすることは良くないというメッセージを送るものでした。

そして、2016年文書は、本論文第5章で批判的に詳しく分析したようにやはり、登校拒否・不登校問題を生み出す学校や社会の在り方に対する分析に向かうのではなく、登校拒否・不登校の子どもをどう「支援」するかという点に対策を焦点化させており、大きな問題点を持っていました。

以上の、政策側の対策の問題点から、私は、今日登校拒否・不登校の子どもが増え続けているその原因に科学的に踏み込む必要性と、登校拒否・不登校で悩む子どもや親そして、教師などを救う意味でも、教育条件の抜本的改善、あるいは、競争主義におおわれた学校を国民的な力を集め変えていく必要性を指摘しておきたいと思います。

ついで、第二に明確にしておきたい点は、本論文で取り上げた論者をどう評価するのかという点です。

本論文では、主に渡辺位、森田洋司、朝倉景樹の登校拒否・不登校論を加藤美帆、貴戸理恵、竹内常一らの論に学びながら批判的に検討してきました。

この中で、渡辺位の論は、今日のいわば「フリースクール運動」の中心に位置する「東京シューレ」に影響を与えた論ととらえることができると思います。渡辺の論は、学校の在り方を鋭く問い直すという側面は持っていますが、その学校のとらえ方や登校拒否の子どものとらえ方が一面的であったと評価できます。

また、森田洋司の論は、登校拒否・不登校の子どもの「グレーゾーン」を明らかにした点などいいの評価すべき点ももらえます。しかし、その「グレーゾーン」の子どもたちがなぜ学校に行くのか、あるいは、登校拒否・不登校の子どもたちの階層構造には全く踏み込んでいない、さらに、登校拒否・不登校の原因を「私事化」と言ったただ現状をなぞる点に求めた点などに問題があります。そして、森田の論は、子どもたちを苦しめている学校・教育の

ラディカルな批判を避け、全体として 1990 年代の「教育改革」を下支えしたと言えると思います。この点は、以降森田が、政府機関に重用され審議会の主査なども務める要因とつながっているとも言えます。

さらに、朝倉景樹の論はどうでしょうか。朝倉は第一に、「構築主義」の立場から「登校拒否」に関する様々な説を批判するとともに、第二に、「東京シューレ」に集まる子どもたちに焦点をあてて、今日の学校以外でも子どもたちは育ちうるという点を実証しようとしてきました。この点は、一定評価できるとしても、そこで描かれている「選択」の論理は新自由主義の「自己責任」の論理に利用される危険性があるとともに、親中心（特に母親）で登校拒否の子どもを育てるといふ「親中心の論理」を正当化する側面を持っていたと言えると思います。

以上から、私たちは、今日の「教育改革」の本質を正しく理解しつつ、今後の登校拒否・不登校問題の理論的課題を以下のように設定する必要があると思います。

今日の、理論的課題は次の 3 点に集約できると言えます。

第一、今日の登校拒否・不登校政策の本質を、新たな「支援」や「異オプロジェクト」等を通じた「差別的・社会的包摂」ととらえ、この政策の実行を許さないために、登校拒否・不登校の子ども「全面発達」「人格の完成」を保障するためにどのような教育条件の整備が必要なのかあるいは学校をどう改革したらよいかを明らかにすること。

第二、登校拒否・不登校をめぐる運動が母親中心という側面を持っていた点を踏まえ、どうしたら、父親の働き方や社会の在り方も変え、母親中心の運動を変えていけるのかを明らかにすること。

第三、今日、新たに「フリースクール等」の支援あるいは制度化をどう考えるのかという課題が生まれています。そして、第 5 章でふれた「法案」も出されています。

この点を考える上で、参考になる二人の論者の意見をまず紹介します。

一人は、貴戸理恵です。貴戸は次のように述べます。

「フリースクールの制度化は、『共同性の制度化は

(いかに)可能か』というより根源的な問いを含む。まずは現場でなされている共同性の産出がどのようなものかを見極め、それを救い上げる制度的枠組みを構想していく必要がある。制度化は大事だが、それからでも遅くはない」¹⁹⁾。

二人目は、伊藤茂樹です。伊藤は次のように述べます。

「フリースクール等の従来の公教育とは異なる機関を認めていくことは、学校化の徹底であるのか解体であるのかは、議論の分かれるところである」²⁰⁾。

私は、今日「フリースクールの制度化」を主張する論と運動は、安倍教育再生に利用されていると見ます（第 5 章参照）。そこで、「フリースクールの制度化」を政策側に利用されずに実現するために、今日の学校の在り方を批判的に乗り越えながら制度化することは可能かどうかを明らかにすることが第三の理論的課題です。

註 19. 貴戸理恵「不登校から見る共同性の意義」、教育科学研究会『教育』NO.843、2016年4月号。

註 20. 伊藤茂樹「不登校と学校教育をめぐる政治」、リーディングス『日本の教育と社会』8、『いじめ・不登校』、2007年、224頁。

<文献一覧>

- 朝倉景樹 (1995) 『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社
伊藤茂樹 (2007) 『いじめ・不登校』(リーディングス『日本の教育と社会』8) 日本図書センター
稲村 博 (1994) 『不登校の研究』新曜社
奥地圭子 (2015) 『フリースクールが「教育」を変える』東京シューレ出版
加藤美帆 (2012) 『不登校のポリティクスー社会統制と国家・学校・家族ー』勁草書房
貴戸理恵 (2004) 『不登校は終わらないー「選択」の物語からく当事者>の語りへ』新曜社
久富善之 (2014) 「教育の社会性と実践性との関連を追及して」(教育科学研究会編『戦後日本の教育と教育学』かもがわ出版
小林正幸 (2004) 『事例に学ぶ不登校の実際』金子書房
小林正幸他 (2005) 『教師のための不登校サポートマニュアルー

- 不登校ゼロへの挑戦ー』明治図書
- 高垣忠一郎 (2014) 『登校拒否を生きるー「脱落」から「脱出」へー』新日本出版社
- 滝川一廣 (2012) 『学校へ行く意味・休む意ー不登校ってなんだろう?』日本図書センター
- 竹内常一 (1987) 『子どもの自分くづしと自分づくり』東京大学出版会
- 廣木克行 (2006) 「不登校減少計画の『成果』と矛盾ー熊谷市の『不登校半減計画』を検討する』久田敏彦他編『授業研究年報 創刊 子どもが生きる時間と空間』フォーラム A
- 保坂 亨 (2000) 『学校を欠席する子どもたちー長期欠席・不登校から学校を考えるー』東京大学出版
- 前島康男 (2003) 「登校拒否・不登校問題の歴史と課題」東京電機大学理工学部紀要 25
- 前島康男(2015)「多様な教育機会確保法案についての一考察」東京電機大学総合文化研究 13
- 前島康男(2016)「安倍教育再生と不登校・フリースクール問題」新日本出版社『経済』
- 前島康男 (2016) 「登校拒否・不登校問題と教育機会確保法案」民主教育研究所『人間と教育』91
- 森田洋司 (1991) 『「不登校」現象の社会学』学文社
- 山田哲也 (2014) 「不登校現象は学校に何を問いかけているか」教育科学研究会『学力と学校を問い直す』かもがわ出版
- 山本宏樹 (2016) 「教育機会確保法案の政治社会学」一橋大学<教育と社会>研究、<教育と社会>研究 26
- 渡辺 位 (1983) 『登校拒否・学校に行かないで生きる』太郎次郎社